

特秘第七、一九三〇

大正十年七月一日

大政府知事 池松時和

内務大臣 床次竹二郎殿

警視總監 京都、兵庫、神奈川、

愛媛、福岡、佐賀、長崎、鹿児島、

愛知、廣島、靜岡、栃木、巖手、

宮城、北海道各廳府縣長官殿

大政地方裁判所檢事正 殿

住友電線及製鋼兩工場

労働争議、関スル件

(第二十五報)

住友電線、製鋼兩工場、於ケル本日定刻迄ノ出勤
勤模樣ハ概テ不友記ノ通、レテ會社ハ之等出勤者
ニ對シテハ本日ハ特ニ靜養セシムル意味ニテ作業、
從事セシメス出勤簿、捺印スルノニテ帰宅セシメ